

意見書案第 2 1 号

米国産食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和 3 1 年議会規則第 7 号）第 1 3 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 1 6 日提出

提 出 者

江別市議会議員

〃

〃

〃

〃

石 田 武 史

稻 守 耕 司

猪 股 美 香

長 田 旭 輝

高 橋 典 子

米国産生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書

国は、米国産生食用ジャガイモの輸入解禁に向けた植物防疫手続について、検討の最終段階にあることを表明しました。早ければ、数年後には輸入が解禁されることになるかと報じられています。

米国産のジャガイモの輸入は、これまでポテトチップス向けの加工用ジャガイモに限って解禁されてきましたが、生食用ジャガイモの輸入が認められることになれば、ジャガイモの国内生産量の８割を占める北海道農業への影響が懸念されます。

生食用ジャガイモは一般家庭等における種芋としての転用により、ジャガイモシロシストセンチュウなどの病害虫の侵入が危惧されており、病害虫の侵入は、生産活動に大きな影響を及ぼします。

また、米国産の生食用ジャガイモは価格が安いため、国産のジャガイモの価格にも影響を及ぼすことが予想され、生産農家の経営悪化が危惧されます。令和７年度の食料自給率がカロリーベースで過去最低の３７％となる中、農業経営を継続するためにも重要な課題と言え、国内のジャガイモの生産を守るためには、安全な種芋の供給体制の構築と充実が求められます。

さらに、米国などからの輸入ジャガイモを原料にしたポテトチップスから、日本で使用が禁止されている農薬が検出されるという問題も起きており、消費者からも不安の声が上がっています。

よって、国におかれましては、米国産の生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月１６日

北海道江別市議会

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣